

平成 27 年度
社会福祉法人 猪苗代福祉会
事業計画書

社会福祉法人 猪苗代福祉会
特別養護老人ホーム いなわしろホーム
いなわしろホーム 指定短期入所生活介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護事業所
いなわしろホーム デイサービスセンター指定通所介護事業所
指定介護予防通所介護事業所
いなわしろホーム 指定訪問入浴介護事業所
指定介護予防訪問入浴介護事業所
いなわしろホーム 指定居宅介護支援事業所
いなわしろホーム 身体障害者短期入所生活介護事業
訪問入浴サービス事業（町より委託）

〒969-2661 福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字寺南 7962 番地 1

TEL. 0242-66-4123（代）

FAX. 0242-66-4027

TEL. 0242-66-4124（デイサービスセンター、訪問入浴事業）

TEL. 0242-66-4125（居宅介護支援事業）

FAX. 0242-66-4126（居宅介護支援事業）

目次

I	法人事務局	1
II	総務課.....	4
III	第一事業課	8
	i 生活支援領域	8
	ii 健康支援領域	9
IV	第二事業課	12
	i 在宅福祉支援領域	12
	ii 居宅介護支援領域	12

I 法人事務局

【法人理念】

- 一、地域と共に歩み、共に育み、共に生きる
- 一、心のふれあいを大切に、みんなで楽しい時間を創り出す

【行動指針】

- 一、私たちは、つねに利用者の皆様の「声」に耳を傾けます
- 一、私たちは、つねに地域のニーズを真摯に受け止め、地域の発展に力を尽くします
- 一、私たちは、つねに相手の立場を配慮し、お互いの意見を尊重します

【経営方針】

- 地域に愛される施設
- 高品質かつより安全な運営

【運営項目】

- 理事会・評議員会
- 苦情解決委員会
- 入所検討委員会

【重点事業】

1. 経営基盤の強化

平成 27 年度介護報酬改定において、平均単価が 2.27%引き下げられ、今後の法人経営に影響を及ぼすこととなる。経営基盤の強化を図るため、平成 27 年度より 3 ヶ年計画で経営体制の確立を目指す。具体的に、法人各事業の数値目標を設定し、収入増の具体的な方策と支出削減のための経費削減に取り組み、経営改善計画を策定する。

(1) 平成 27 年度～平成 30 年度迄の共通目標

- 特別養護老人ホーム入所率（80 床）：98%
- ショートステイ事業充足率：100%
- デイサービス事業稼働率：90%
- 訪問入浴介護事業稼働平均：1 日 5 件
- 居宅介護支援事業：ケアマネジャー1 人につき利用者 39 人

(2) 新会計基準による健全な経営

自立経営による健全な財政基盤の安定化を図る。

(3) コスト削減

介護報酬基本単位の引き上げを踏まえたコストの見直しを行う。

2. 地域包括ケアシステムへの対応

地域包括ケアシステムにおいて当法人が主要な役割を担えるよう、自治体が事業主体となって実施される介護予防・日常生活支援総合事業を当法人においても実施を検討し、地域に貢献するとともに、当法人の有意性をアピールする。

介護予防や認知症ケアなど法人内の様々なノウハウを公開講座などで提供し、家族の介護力の向上など地域福祉の増進に努める。

3. 福祉サービス第三者評価事業受審による運営改善

昨年度より受審に向けて、それぞれの領域・フロアで自己評価し、すり合わせを行ってきた。今年度受審し、客観的に評価していただくことで、利用者・家族・職員の観点から各事業の課題や改善点を明確にし、さらなるサービスの質の向上を実現し、利用者・家族の安心と満足を確保する。

4. 利用者の自立支援

(1) 個別ケアの充実

昨年度より介護力向上講習会に参加し、水・食事・排泄・運動の観点からの個別ケアに取り組んでいる。これらの個別ケアがケアマネジメントのもと、利用者の望む暮らしの実現という一つの目標に向かって、総合的に提供されるように、マネジメントしていく。

(2) 生活介護リハビリの充実

引き続き外部講師（作業療法士）を招き、全ての介護の中にリハビリの要素があることを学び、理解した上で、法人理念に沿った生活介護リハビリを提供する。

(3) 認知症ケアの充実

利用者の多くを占める認知症高齢者に対して、適切な知識と技術を持って対応することができるよう、認知症介護実践者研修修了者を増員していく。また、チームで効果的・効率的に認知症介護に取り組むことができるよう、認知症介護実践リーダー研修受講を支援し、指導者を育成していく。

5. 利用者満足度の向上

(1) 業務標準化

手順書作成により業務標準化を図り、より安全なサービスを提供する。また、手順の活用や改善のため、定期的に見直しを行い、質を確保する。

(2) 速やかな情報共有と適切な対応

各種委員会活動をとおして横の連携を図っていく。定期・随時に委員会を開催することで、横断的かつタイムリーに情報を共有し、また、様々な立場からの意見を募ることで、適切な法人運営に資する。

また、掲示板や介護ソフトシステムの活用による、情報共有も引き続き行っていく。

(3) 声なき声に耳を傾ける

苦情等を吸い上げ、適時適切に調査・改善することで、リスクを軽減し、満足度の向上を図る。

6. 人材の育成・定着・確保

(1) 研修体制の整備

○新任職員教育の充実

昨年度より実施しているプリセプターシップを、反省を踏まえ、個々の習熟度合いに応じて実施していく。専門職としてだけではなく、社会人としての姿勢についても教育していく。なにより、長期的視点を持って職員全体で育成していく。

○専門性の明確化

ケアマネジメントのもと各職種の専門性が発揮されるよう、それぞれの専門性を高めていくとともに、視点を明確にする。

○資質向上の取り組み

職員が将来を展望でき、やりがいを持って働けるよう、また、職務の内容を実行できる能力を獲得できるよう、キャリアパスを整備する。

また、視察等外部交流の適宜実施、個別研修計画の立案・実施により、ケアおよび業務水準の向上を図る。

(2) 研修内容の業務活用

毎月の職員会や年1回の職員全体会（年1回）で、内部・外部研修等の内容を伝達し、ケアや業務に生かしていく。

(3) 帰属意識の醸成

職員の一体感を高め、多様な意見が交わされるよう、引き続き毎日の朝礼と毎月の領域会議を行っていく。

7. 気持ち良く働ける職場づくり

(1) 就業規則の改定

法令遵守はもちろん、分かりやすさと柔軟さを基本に、職務と個人の頑張りが評価され、モチベーションが高まるよう規則を整える。

(2) 個別面接の実施

職員の意見集約のため上期・下期2回の全職員個別面接を検討する。

(3) 労働安全衛生の充実

平成26年度よりモデル事業として実施の腰痛予防マネジメントをもとに、職員の腰痛予防を図る。また、メンタルヘルス対策として、平成27年12月より実施義務となるストレスチェック制度を整備し、実施していく。

Ⅱ 総務課

<総務課チーム方針>

【スローガン】

一つ一つにホスピタリティを。

【行動指針】

- 一、Hospitality（思いやり）
- 一、On your side（相手の立場に立つ）
- 一、Inside out（自身の言動を振り返る）
- 一、Leadership（主体性、当事者意識を持つ）
- 一、The Third Proposal（第三の案を考える）

【目的】

- 利用者、家族、職員ほか関わる人が思いやりを感じ、お互いが満足することによる、良好な関係の構築
- 良好な関係を築き、潤滑油となることによる、事業・サービスの円滑進展

【心がけ】

- 一、自分の仕事だけでなく、周囲をサポートする
- 一、サポートに感謝する
- 一、主体性をもって仕事に取り組み、プラスアルファの働きをする
- 一、職員間・領域間の潤滑油となる

【実践目標】

- 一、できない理由ではなく、どうしたらできるかを考える

<事業概要>

【背景と課題】

<介護保険動向>

平成 27 年より地域包括ケアシステムが本格始動となり、在宅ケアがより重視され、それに合わせる形で、平成 27 年度介護報酬改定で平均単価が 2. 27%引き下げられる。当法人の主要事業である特別養護老人ホームで介護報酬が大きく減収となり、在宅ケアに比重が置かれる中で特別養護老人ホームの存在意義を明確にすることが求められている。

<法人動向>

平成 24 年 9 月の 30 床増床により、利用者だけでなく職員も増え、平成 27 年 4 月 1 日現在で 97 名である。利用者数の増加により事務が増え、生活相談員の専門性が見えにくく

なっており、また、個別ケアの取り組みによりそれぞれ職種の専門性の発揮がより求められているが、多職種連携による総合的なケアの提供までは至っていない。

職員の多くが中途採用者であるが、ここ 5 年の新卒採用者は 13 人と若い世代が増えてきている。これまで新規採用者、中途採用者、指導者に対する研修体制が整っていない、社会人教育、社会福祉理論教育、指導者教育が不十分であり、当法人が期待する職員像が不明確であった。このことから職員全体で新任職員を育成するという意識が十分でなく、また、職員が自分の将来像を描けなかったり、リーダーの役割が分からなかったりと、モチベーションの低下につながっている。

就業規則は設立当初から大きな変更がなされていないが、職員数が増えたこと、また、法改正やワークライフバランスが社会的に進められていく中で、現状の就業規則では対応しきれないケースが生じており、就業規則の改定含め、職員が気持ちよく働ける職場づくりが求められている。

【事業目的】

- 法人としての責務を地域に果たしていくことで、存在感を高める。
- ケアマネジメントを中心に、介護の専門性（視点）を明確にすることで、ケアの方向性を統一し、総合的にサービスを提供する。
- 生活相談員の専門性（視点）を明確にすることで、ケアの方向性を整え、利用者の社会的機能の回復・強化を図る。
- 職員がやりがいと将来性をもって気持ちよく働ける職場をつくる。

【事業方針】

○地域貢献

「セーフティネットとしての役割」「法人のノウハウの地域社会への還元」これらをきちんと果たしていくことで、適正な利益および積立金の確保に資する。

○居場所づくりと望む暮らしの実現

利用者がここにも良いと思え、自分が人生の主演として生きていると実感できるよう支援していく。

○気持ち良く働ける職場づくり

職員一人ひとりが、「みんなで気持ちよく働ける職場にしよう」と心がけ、協力する。その上で、分かりやすさと柔軟さを基本に、職務と個人の頑張りが評価され、モチベーションが高まるよう規則を整える。

○人材育成

職員全体で長期的視点を持って育成する。また、専門性を高めるだけでなく、発揮できるよう視点を明確にする。

【事業内容】

1. 居場所づくりと望む暮らしの実現

○基本姿勢

一、「バイステックの 7 原則」：信頼関係を築くための行動原則

一、「ICFの視点」：生活という視点で利用者の課題を捉える

一、「エンパワメント」：強みに視点を当て、利用者が本来有している力を引き出していく

一、「代弁」：傾聴・共感し、利用者や家族の思いに寄り添い、応える

(1) ケアマネジメントの充実

日常的なケアをはじめ、個別ケアが利用者の望む暮らしの実現という一つの目標に向かって、総合的に提供されるように、マネジメントしていく。

今年度は、特にモニタリングに重点を置き、短期目標を6ヶ月（モニタリング会議開催）、長期目標を12ヶ月（担当者会議開催）に設定し、6ヶ月で継続か再計画か協議する。合わせて栄養ケア計画、個別機能訓練計画のモニタリングも実施し、プランの実効性について評価していく。ケース会議についても、家族参加を呼びかける。

モニタリングにあたり、本人・家族・職員に意向や満足度、要望についてのアンケートを実施し、評価の判断材料の一つとし、再計画の場合、改めて担当者会議を開催する。

(2) ターミナルケアとグリーフケア

ターミナルケアは、段階を経て利用者・家族に受け容れられていく。利用者と家族の思いを受け止め、その思いに沿う形で、利用者、家族に寄り添い、ケアを提供していく。

(3) スーパーバイズ

ケアの方向性がきちんと望む暮らしの実現に向かっているか客観的に捉え、ソーシャルワークの観点から必要に応じて方向性を整えていく。

(4) コーディネート

利用者の社会的機能が回復・強化されるよう、利用者と家族・行事・社会システム・職員・ボランティア・実習・地域住民・行政機関等との間に立ち、調整を図り、利用者との生活の間をつなぐ。

2. 気持ち良く働ける職場づくり

(1) 就業規則の改定

法令遵守はもちろんのこと、分かりやすさと柔軟さを基本に、職務と個人の頑張りが評価され、モチベーションが高まるよう規則を整える。

具体的には、表彰制度の創設、職務分担や配置基準の明確化が挙げられる。

(2) 人材育成

職員一人ひとりが、「みんなで気持ちよく働ける職場にしよう」と心がけ、協力することを基本とする。その上で、職員全体で長期的視点を持って育成できるよう、また、利用者の望む暮らしの実現に資するよう、専門性を高めるだけでなく、明確に発揮できるよう研修体制を整えていく。

(3) 労働安全衛生の充実

平成26年度よりモデル事業として実施の腰痛予防マネジメントを継続していく。メンタルヘルス対策としては、平成27年12月より実施義務となるストレスチェック制度を整備し、実施していく。

また、労働災害発生時には、随時検証し、対策を取っていく。

3. 安全管理体制および環境管理体制の整備

(1) 防災体制の強化

毎月の避難訓練の実施とともに、地域との災害時応援協定に基づいて連携を取りながら年2回防災訓練を実施する。その中で合わせて防災教育を行っていく。

また、緊急時におけるメールでの情報伝達体制を整える。

(2) 文書管理

庶務規程の文書保管期限に基いて、書庫および倉庫の文書整理を行う。

(3) 設備・備品管理

- 各設備機器の劣化確認と修理対応。
- 衛生・空調設備の改修（5カ年計画）。
- 正面玄関前駐車場照明の建設。
- 旧棟外壁塗装の検討。

Ⅲ 第一事業課

i 生活支援領域

1. 楽しみのある生活の提供と自立支援

(1) 利用者の権利擁護

勤務時には必ず、担当利用者への声かけや対話の時間を作るなど、居室担当職員がその利用者の代弁者となれるよう関わっていく。

(2) 多職種連携

多職種の専門性を活かし、どうしたら利用者が望む暮らしを実現できるかを柔軟に検討し、その時点でのベストなケアや対応をする。

(3) ニーズに沿ったケアの提供

ケアプランに基づいたケアを提供することはもちろん、自身でもアセスメントし、利用者の思いに沿ったケアを提供する。また、毎月のフロア会議にて個別対応を協議、情報を共有し、ケアを見直していく。

(4) フロア制の充実

昨年度フロア制に移行したため、今年度はフロア単位での行事等を実施するなど、各フロアの特色づくりを行う。同時にフロア間の連携も図っていく。

(5) 個別ケアの充実

昨年度より取り組んでいる水・食事・排泄・運動の観点からの個別ケアを充実させ、利用者の機能の維持・向上に努める。

また、介護経過記録など利用者の生活が伺える記録を増やしていくことで、記録の充実と個別化を進める。

(6) リハビリの充実

○個別リハビリ

一人ひとりの機能能力等を踏まえ、その人に合ったリハビリを実施する。

○集団リハビリ

活動性、残存機能の向上のため、口腔体操や心身機能に対する集団体操を実施する。

○生活介護リハビリ

講師の指導のもと、日常生活（介護）の中でできる機能向上アプローチを全職員が習得し、生活の質の向上を図るとともに職員のスキルアップを目指す。

2. 家族・地域との信頼関係の構築

(1) 思いの尊重

家族の思いにも沿ったサービス提供を心がける。

(2) 信頼関係の強化

家族への連絡を密にし、信頼関係を高めていく。

(3) 介護負担の軽減

地域の要望に沿った形でショートステイを受け入れ、介護者の負担軽減を図る。

(4) 職員のボランティア活動支援

職員が地域の活動や行事へ出ることで地域への貢献をしていく。

3. 自己啓発意識の向上

個別研修計画を活かした内部研修の実施や外部研修の参加促進により、自己啓発の意識を醸成する。

【個人目標】

- 目を見て笑顔での挨拶、会話、傾聴のできる職員になろう。
- 利用者の立場で物事を考えられる職員になろう。
- 自己啓発への意識向上心を持った職員になろう。
- 利用者の個々のニーズを的確に把握し、対応できる職員になろう。

(個々のケアプランをしっかりと把握する。)

- 各委員会が充実するように協力できる職員になろう。
- 職員個々のスキルアップを図り、専門性を高めよう。
- (一定レベルの介護技術や知識の習得と実践ができる。)
- 地域資源を積極的に活用し、広い視野を持った職員になろう。
- 互いに注意や指摘、指導ができるような人間関係・信頼関係を構築しよう。
- 気づきや発見、発想を発言できる職員になろう。
- 応用力があり、行動力のある職員になろう。
- 楽しい職場作りに協力できる職員になろう。
- 家庭を大事にし、心にゆとりの持てる職員になろう。

ii 健康支援領域

①看護

1. 一人ひとりの尊重と自立支援

笑顔で寄り添い、一人ひとりを尊重しながら個別性の把握に努め、自立に向けての援助を行っていく。

2. 早期健康支援

健康状態の変化を早期発見し、適切な判断のもと嘱託医や多職種との連携を図り、早期対応していく。

3. 認知症ケアとターミナルケア

認知症緩和、看取りの取り組みを見直し、マニュアルの整備を行い、安全・安心な看護ケアを提供していく。

4. 家族・多職種の連携

家族とのかかわりを大切にし、多職種と協力を得ながら生活を援助していく。

5. 職員のスキルアップ

介護の重度化に対応できるようスキルアップに努めるとともに、感染症予防等の充実を図っていく。

項 目	時 期	内 容
健康チェック	毎週火曜日	嘱託医により実施。
歯科往診	毎月 1 回	長谷川歯科医院より往診。
精神科往診	毎月 2 回	飯塚病院より往診。
口腔機能改善	月 4 回	歯科衛生士等による口腔ケアの実施。
受診調整	状態に応じ設定	病状に応じた、定期・随時の受診調整
体重測定	毎月 1 回	栄養状態の指標の一つとする。
感染症対策	3 ヶ月に 1 回	委員会および研修の実施
定期健康診断（自己負担）	9～10 月	胸部レントゲン、血液検査。
結核検診（施設負担）	9～10 月	上記胸部レントゲンで兼ねる。
インフルエンザ予防接種 （自己負担／助成有）	11～12 月	重要事項説明の際に、家族の承諾を得る。 実施 1 ヶ月前に必要な書類を送付し、希望入所者を募る。1 回摂取。摂取にあたり嘱託医が健康状態を確認する。
バイタルサイン測定	入浴前 1～2 検 随時	利用者の血圧、脈拍、体温、呼吸の測定、 その他一般状態の観察を行う。
脱水予防	随時	室温管理および食事・水分摂取状況の観察。
褥瘡・スキンケア	随時	褥瘡、外傷および種々の皮膚疾患等を有する利用者について、医師の指示のもと適切な管理をする。
フォーレ交換・膀胱洗浄	随時	嘱託医の指示により実施。
研修参加	随時	猪苗代町保健衛生連絡協議会 県特養連看護師医務担当職員研修会 身体拘束看護実務者研修 終末期ケア研修会など

②栄養

1. 自立支援への取り組み

(1) 食事ケア

食事姿勢や食事形態の見直しなどを行い、咀嚼動作をしっかりと行えるようにし、常食提供を目指す。また、経管栄養の利用者においても、家族の意向などを確認し、経口摂取の可能性に関する評価などを行い「口から食べること」を支援する。

(2) 水分ケア

1 日の水分摂取量が利用者個別の目標に近づくよう、水分の種類・形態、提供時間などを検討する。

(3) 排泄ケア

食物繊維を加える、ヨーグルトなどの提供回数を増やすなどし、腸内環境を整えることにより自然な排泄を目指す。

2. 栄養ケアマネジメントの実施

(1) 生活機能の維持・改善

利用者の体重の増減、栄養状態・喫食状況などを把握し、低栄養状態の予防または改善を行い、生活機能の維持・改善を図る。

(2) 栄養ケアの提供

定期的にモニタリングを行い、常に適正な「栄養ケア」の提供に努める。

また、デイサービスの職員や担当ケアマネと連携し、栄養改善の必要な利用者に栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを提供する。

3. 安心・安全な食事の提供

(1) 安全な食事の提供

安全な食材を仕入れ、自分自身の体調管理を行うなど、安全な食事の提供に努める。

(2) 衛生管理

衛生管理の基本を順守し、温冷配膳車・ブラストチラーなどを使い、適正な温度・調理時間を守ることで、食中毒や感染症予防し、衛生的で安全な食事を提供する。

(3) 非常食等の備蓄管理

非常時を想定し、食材や使い捨て容器など必要なものを備蓄管理する。

4. 美味しく喜ばれる食事の提供

(1) 手作りおやつの提供

簡単なおやつを作って食べることにより生活の楽しみを増やし、自立を支援する。

(2) 楽しい時間の演出

デイサービスの手作りおやつを基本に、盛付などを工夫する。また、食べることの楽しみを感じられるよう、季節や行事にあった食事、希望食やバイキング食を提供し、楽しく美味しい時間を演出する。

(3) 食事満足度の向上

温冷配膳車を活用し、食物の美味しい温度を保つことで、食の満足度の向上を目指す。

IV 第二事業課

i 在宅福祉支援領域

1. その人に合ったサービスの提供

担当者会議や領域会議をとおして情報を共有し、利用者・家族のニーズを把握する。その上で、通所介護計画および個別機能訓練計画（I）に基づき、利用者の機能訓練の意欲向上と残存機能の向上を図り、より良いサービスの提供に努める。

2. 安全なサービスの提供

サービス提供の際のリスクを適切に把握することで、安心・安全なサービスを心がける。

3. 職員の資質向上

利用者・家族とのコミュニケーションを大切にし、信頼されるスタッフを目指す。また、研修等に積極的に参加し、知識・技術を高め、資の高いスタッフを目指す。

4. 介護負担の軽減

チラシ等によりサービス内容を地域へ周知し、利用につなげることで家族の介護負担の軽減を図るとともに、稼働率アップに努める。

ii 居宅介護支援領域

○総合方針

介護保険制度の改正について把握し、引き続きより質の高い介護サービスを目指し、限られたサービスを適切で効率的に利用し、要援護者や家族が安心して生活を送れるように支援していく。

1. 在宅生活継続支援

要介護状態となった利用者が可能な限り自宅において個人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮しながら、利用者ならびに家族との面談をとおしてニーズを把握し、適切な支援を行う。

また、サービス提供事業所と情報を共有し、利用者の自立支援と介護者の軽減が図れるように努める。

2. 関係機関との連携

利用者の心身の状況に応じた適切なサービスが利用できるよう、かかりつけ医との連携を密にするとともに、各サービス提供機関に働きかけながら、チームでの支援に努める。

3. 介護支援専門員の質の向上

高齢者支援全般に関する内外的な研修に参加し、相談支援できる知識の習得に努める。

また、地域包括支援センター主催の研修や事例検討会に参加し、情報収集やマネジメントの手法を深める。